



平成 30 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ デ イ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 原 尾 正 紀
(コード番号 : 3935 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 賀 島 義 成
(TEL. 03-5210-5801)

**第三者割当による第 12 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権
の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 4 月 12 日開催の取締役会において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第 12 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします(以下、本新株予約権の発行と本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)。本資金調達は、ソフトウェア開発費用並びに将来の M&A 及び資本業務提携に係る資金を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 30 年 5 月 1 日
(2) 発行新株予約権数	800,000 個
(3) 発行価額	総額 2,960,000 円 (新株予約権 1 個当たり 3.70 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	800,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資金調達の額	916,360,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価 額の修正条件	当初行使価額 : 1,148 円 本新株予約権の行使価額は、平成 30 年 5 月 7 日に初回の修正がされ、以後 5 倍格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。倍格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める市場混亂事由が発生しなかつた日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して 5 倍格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ 5 連続倍格算定日(以下「倍格算定期間」といいます。)の各倍格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均倍格の単純平均値の、それぞれ 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記 3.(1)③記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの倍格算定期間内に本新株予約権の發

	<p>行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかるわらなものとします。)
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、全ての新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記 3.(1)①に記載する行使コミット条項、下記 3.(1)②に記載する行使指示条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(800,000 株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として 72 価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として 37 価格算定日以内に、320,000 株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

第 12 回新株予約権	
発 行 数	800,000 個
発 行 価 額 の 総 額	2,960,000 円
行 使 価 額 の 総 額	918,400,000 円
期 間	原則約 3.5 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修 正 回 数 (原 則)	通算で 15 回(予定) (5 価格算定日毎に修正、計 15 回)
行 使 価 額	VWAP の 92%
全 部 コ ミ ツ ト	72 価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前 半 コ ミ ツ ト	37 価格算定日以内における本新株予約権の発行数の 40% 以上の行使をコミット

下限行使価額	624円 (価格決定日終値の50%)
--------	-----------------------

2. 募集の目的及び理由

当社が今後の成長事業と捉えて注力しているスマートフォンコンテンツ市場は、近年、スマートフォンの普及に伴い数多くのスマートフォンゲームが投入され、競争が激化する厳しい環境となっております。このような環境におきまして、ユーザーがスマートフォンゲームに求める品質も非常に高まっており、それに伴い開発エンジニアの不足や開発期間の長期化などによる開発費用の増加が進んでおります。

このような状況下で、当社は、高品質の新規スマートフォンゲームを開発するためソフトウェア開発に人的・物的資源をより多く投入することで安定的に新作タイトルの配信を行い、業容拡大と収益基盤の拡大を図るとともに、今後の成長戦略の一環として新たな収益の柱をつくるべく、ゲームコンテンツをアニメ、コミック、声優、アイドル、音楽、グッズといったメディアに展開することを通じたクロスメディア展開及びIP(漫画やアニメ、ゲームなどの版権)創出や、そのためのM&A・資本業務提携に向けた取り組みを推進しております。

以上のような当社の状況を踏まえ、本資金調達により調達する資金につきましては、新規ゲームタイトルのソフトウェア開発費用に充当するとともに、今後当社がM&Aや資本業務提携を機動的に行うための待機資金に充当する予定であります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、その72価格算定期間の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全て行使することをコミットします。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、その37価格算定期間の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下「前半コミット期間」といいます。)に、320,000株相当分以上の本新株予約権行使することをコミットします。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年8月14日(本新株予約権の払込期日の翌日から起算して72価格算定期間の日)であり、前半コミット期限は平成30年6月25日(本新株予約権の払込期日の翌日から起算して37価格算定期間の日)であります。この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定期間に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいづれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定期間ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定期間)を上限とします。)。前半コミット期間中のいづれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定期間ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定期間)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使指示条項

割当予定先は、当社からの指示があった場合、発行会社と割当予定先の間で協議を行った上で、双方合意する条件に従い、当該指示に基づいて本新株予約権を行使し、行使により取得した当社普通株式を当社の指定する者に売却します。但し、当社が当該行使指示を行うことのできる本新株予約権の数は、400,000個又は当該指示を行う時点において残存する本新株予約権の数のいずれか少ない方を上限として、当社と割当予定先が合意する数です。

③ 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、平成30年5月7日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を8%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は624円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2)資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3)本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式数800,000株)は、原則として平成30年8月14日までに全部行使(全部コミット)されます。

② 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成30年6月25日までに、本新株予約権の40%(対象となる普通株式数320,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

③ 行使指示条項

コミット条項に加え、当社は、対象となる本新株予約権数に一定の制約はあるものの、割当予定先に対し本新株予約権を行使し、取得した当社普通株式を当社の指定する者に売却するよう指示することができます。かかる行使指示条項により、当社は資金ニーズに応じて本新株予約権の行使により資金調達をしつつ、行使により発行される普通株式が市場で売却され株価が下落するリスクを限定することができると共に、将来資本提携等を行う場合、提携の相手先に速やかに当社株式を交付できることが期待されます。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は800,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑤ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界 第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を 募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難あります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即时の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の

希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 払込金額の総額	921,360 千円
本新株予約権の払込金額の総額	2,960 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	918,400 千円
② 発行諸費用の概算額	5,000 千円
③ 差引手取概算額	916,360 千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,960,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(918,400,000円)を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、ソフトウェア開発費用並びに将来のM&A及び資本業務提携のための資金確保を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計916,360,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① ソフトウェア開発費用	416	平成30年8月～ 平成31年7月
② M&A・資本業務提携	500	平成30年8月～ 平成31年7月
合計	916	

(注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として72価格算定日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、追加の資金調達を検討することも可能と判断しております。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

① ソフトウェア開発費用

スマートフォンコンテンツ市場の競争激化により、スマートフォンゲーム等の開発を担当するエンジニアの獲得競争も激しくなっております。当社のゲームサービス事業におきましては、更なる収益の拡大のため、年間複数の新規スマートフォンゲームを投入することを計画しており、これに対応できる数の優秀な人材を確保するため、本資金調達により調達する資金のうち、約416百万円をソフトウェア開発費用に充当する予定であります。新規に開発したゲームにより売上を拡大し、利益を向上させることができることが、既存株主様の利益に資するものと考えております。

② 将来のM&A・資本業務提携

当社は今後の成長戦略としてオタク市場にフォーカスした総合エンターテイメント企業を目指しております。その中で、ゲームを中心にアニメ、コミック、声優、アイドル、音楽、グッズなどオタク市場に強みを持つコンテンツを取り揃え、クロスメディア展開を図るとともに、オリジナルIP創出に向けた取り組みを強化するため、これらの施策に関して当社とのシナジーが見込まれる、クロスメディア展開を実現するための事業を持った企業や技術力の高い開発会社とのM&Aや資本業務提携を行い、ビジネス領域を拡大していくことが、今後の当社の成長戦略として重要であると考えております。

当社が競争優位を築きながら事業を展開していくためには、素早い意思決定と機動的な資金拠出により、他社よりも先んじてこのようなM&Aや資本業務提携を行うことが、当社の競争優位を築くために必須であると考えております。そこで、本資金調達により調達する資金のうち、約500百万円をM&Aや資本業務提携を行うための待機資金に充当する予定です。

現時点において具体的に計画されているM&A・資本業務提携はなく、総額が約500百万円規模となること以外には案件数・案件規模も未定ですが、今後案件が具体的に決定された場合においては、速やかに開示いたします。

また、企業価値の向上に繋がるM&Aが実現しない場合には、継続的な成長を目的として、上記①のソフト

ウェア開発費用に充当する予定です。

以上の施策を目的として、当社は平成 30 年 4 月 12 日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

なお、当社は、平成 29 年 8 月 30 日付で、EVO FUND を割当先として第 9 回乃至第 11 回新株予約権の発行を行っております。そのうち第 9 回新株予約権については行使が完了し、調達した資金については予定通り、①ソフトウェア開発費用・IP 取得費用及び②M&A・資本業務提携の資金に全額充当しておりますが、第 10 回及び第 11 回新株予約権については、現時点では行使がなされておりません。これは、足元の資金確保を目的としていた第 9 回新株予約権に対し、第 10 回及び第 11 回新株予約権は、中長期的な資金需要に備えたものであることを踏まえ、将来の株価上昇を見込んだ、当時の株価よりも一定程度高い水準の行使価額を設定しているところ、現時点においては、当社株価が行使価額に到達していないためです。

本新株予約権につきましては、第 9 回新株予約権と同じく、足元の資金確保を目的としております。本資金調達の資金使途のうち、①ソフトウェア開発費用につきましては、第 9 回乃至第 11 回新株予約権の資金使途と同様ですが、スマートフォンゲーム市場の拡大に伴い、競争が激化する中、スマートフォンの高性能化やユーザーの要求水準の高まりを受け、当社の開発するスマートフォンゲームにつきましても、ユーザーの要求に応えるために開発工数・人件費共に増加し、第 9 回乃至第 11 回新株予約権発行時の想定よりも開発コストが大幅に増大しております。当社は、このように厳しさを増す開発環境に対応し、今年度以降、現在開発中のタイトルの早期投入も含め、安定的かつ適時にゲームタイトルを投入し、継続的に成長できる体制を整えるためには、第 10 回及び第 11 回新株予約権による中長期的な資金調達に加え、本新株予約権により足元での追加のソフトウェア開発資金を確保する必要があると考えております。また、②将来の M&A・資本業務提携につきましては、第 9 回乃至第 11 回新株予約権は、スマートフォンゲームや位置情報を活用したアプリケーションの開発に関してシナジーの見込まれるイラスト関連や位置情報関連企業との M&A・資本業務提携のための資金を目的としていたのに対し、本新株予約権につきましては、上記のとおり当社のクロスメディア展開を実現するための事業を持った企業や技術力の高い開発会社との M&A や資本業務提携を行うことを目的としております。

このように、当社は、現時点で未行使の第 10 回及び第 11 回新株予約権の目的とは異なる資金需要に対応するため、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、本資金調達により調達する資金をソフトウェア開発費用並びに将来の M&A 及び資本業務提携に係る資金に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約

権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、本新株予約権1個の払込金額を3.70円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年4月11日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し8%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希

薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数800,000株(議決権数8,000個)は、平成30年2月28日現在の当社発行済株式総数3,991,200株及び議決権数39,904個を分母とする希薄化率は20.04%(議決権ベースの希薄化率は20.05%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は269,905株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数800,000株を、割当予定先の全部コミット期間である72価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約11,111株(直近平均6ヶ月平均出来高の約4.1%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達による当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④ 組成目的	投資目的
⑤ 組成日	2006年(平成18年)12月

⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約24.1百万米ドル	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン	
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、平成 29 年 12 月 31 日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者である EVO Feeder Fund と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都新宿区西新宿 4-32-13 西新宿フォレストアネックス 302 代表取締役：中村勝彦）に割当予定先である EVO FUND、その 100%出資者である EVO Feeder Fund、EVO Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND 及び EVO Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、当該調査機関が反社会的勢力との関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、EVO FUND に対して平成 29 年 8 月に第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権を発行しており、うち第 9 回新株予約権については、平成 29 年 9 月に全ての新株予約権の行使が完了しております。

かかる資金調達の完了後に、当社は、ソフトウェア開発費用並びに将来の M&A 及び資本業務提携に係る資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、平成 30 年 2 月に、過去の案件にてアレンジャーを務めた EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン）に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。同時期に、複数社から新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の提案を受け、当社内での協議・比較検討の結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②過去に実施した本新株予約権と同様の手法である第 9 回新株予約権の行使がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として EVO FUND を選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成 18 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン）から案件の

紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ) の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) 以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在しません) の100%子会社であります。

(注)本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、单一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束されること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年2月28日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である原尾正紀は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

割当前(平成 30 年 2 月 28 日現在)	
原尾 正紀	25.57%
日本証券金融株式会社	8.50%
松井証券株式会社	4.79%
株式会社 SBI 証券	4.12%
夏目 三法	2.96%
田口 政実	2.69%
賀島 義成	1.85%
渡邊 登	1.54%
井筒 象二郎	1.50%
楽天証券株式会社	1.39%

(注) 1. 「持株比率」は、平成 30 年 2 月 28 日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしておりません。
3. 「持株比率」は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期(平成 31 年 2 月期)の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

決算期	平成28年2月期	平成29年2月期	平成30年2月期
売上高(千円)	1,261,623	1,364,288	771,230
営業利益(千円)	162,616	54,159	△403,913
経常利益(千円)	157,482	38,844	△411,791
当期純利益(千円)	158,216	△32,656	△535,864
1 株当たり当期純利益(円)	108.36	△19.78	△145.23
1 株当たり配当金(円)	—	—	—
1 株当たり(連結)純資産額(円)	309.89	427.18	204.17

(注1) 当社は、平成 29 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っており、平成 28 年 2 月期及び平成 29 年 2 月期の 1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額は分割前の値を記載しています。

(注2) 平成 28 年 2 月期及び平成 29 年 2 月期については個別財務諸表に係る数値を記載しております。また、

平成 30 年 2 月期においては、連結子会社のみなし取得日及び既存子会社の連結の範囲に含める時期を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1 株当たり当期純利益については個別財務諸表に係る数値を、1 株当たり純資産額については連結財務諸表に係る数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 30 年 2 月 28 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,991,200 株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	406,400 株	10.18%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	406,400 株	10.18%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、当社役職員向けの第 7 回新株予約権及び第 8 回新株予約権（ストック・オプション）並びに第三者割当により発行した第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期	平成 30 年 2 月期
始 値	—	1,630 円	1,087 円
高 値	—	5,100 円	2,895 円
安 値	—	1,630 円	863 円
終 値	—	2,185 円	1,437 円

(注1) 各株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(注2) 当社は、平成 29 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っており、平成 29 年 2 月期の株価の状況は分割前の値を記載しています。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 29 年 11 月	12 月	平成 30 年 1 月	2 月	3 月	4 月
始 値	1,804 円	2,024 円	1,510 円	1,593 円	1,407 円	1,380 円
高 値	2,127 円	2,180 円	1,767 円	1,618 円	1,504 円	1,398 円
安 値	1,590 円	1,490 円	1,315 円	1,190 円	1,192 円	1,236 円
終 値	2,020 円	1,512 円	1,577 円	1,437 円	1,383 円	1,248 円

(注1) 各株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(注2) 平成 30 年 4 月の状況につきましては、平成 30 年 4 月 11 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 4 月 11 日
始 値	1,282 円
高 値	1,314 円
安 値	1,234 円
終 値	1,248 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①公募増資(新規上場時)

払込期日	平成28年4月14日
調達資金の額	234,936千円(差引手取概算額)
発行価額	1,284円
募集時における 発行済株式数	1,460,000株
募集後における 発行済株式数	1,620,000株
発行時における 当初の資金使途	(1) ゲームサービスにおいて、事業拡大における新規ゲーム開発に伴う投資費用 150,000千円 (2) ゲームサービスにおける将来の売上規模の拡大を目指し、新規ユーザーの獲得 を図るための広告宣伝費として50,000千円 (3) 組織力強化を目的に管理部門の増員のため、採用費及び人件費として39,521 千円 (4) 事業規模拡大に伴うオフィス増床及びオフィス構築費用として30,000千円 (5) 将来の組織拡大に対応できるよう、販売管理システム及び会計システム等の 社内基幹システムの刷新費用として20,000千円
発行時における 支出予定時期	(1) 平成29年2月期75,000千円、平成30年2月期75,000千円 (2) 平成29年2月期25,000千円、平成30年2月期25,000千円 (3) 平成29年2月期7,000千円、平成30年2月期32,521千円 (4) 平成29年2月期30,000千円 (5) 平成30年2月期20,000千円
現時点における 充当状況	全額充当済

②第三者割当増資(オーバークロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

払込期日	平成28年5月20日
調達資金の額	54,585千円(差引手取概算額)
発行価額	1,284円
募集時における 発行済株式数	1,634,800株
募集後における 発行済株式数	1,671,200株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における 当初の資金使途	上記①に含めて記載しております。

発行時における 支出予定期	上記①に含めて記載しております。
現時点における 充当状況	上記①に含めて記載しております。

③第三者割当による第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権の発行

割当日	平成29年8月30日
発行新株予約権数	340,000 個 第9回新株予約権：200,000 個 第10回新株予約権：90,000 個 第11回新株予約権：50,000 個
発行価額	総額 2,328,600 円 (第9回新株予約権1個当たり 9.85 円、第10回新株予約権1個当たり 2.99 円、 第11回新株予約権1個当たり 1.79 円)
発行時における 調達予定資金の額	1,737,328 千円(差引手取概算額)
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	3,432,800 株
当該募集による潜在株式数	680,000 株
現時点における行使状況	200,000 個 (第9回新株予約権：200,000 個、第10回新株予約権：0 個、第11回新株予約権：0 個)
現時点における調達した 資金の額	579,160 千円(差引手取概算額) (第9回新株予約権：579,160 千円、第10回新株予約権：0 円、第11回新株予約権：0 円)
発行時における当初資金 使途	①ソフトウェア開発費用・IP 取得費用 ②将来のM&A・資本業務提携
発行時における支出予定期	平成29年9月～平成32年9月
現時点における 充当状況	第9回新株予約権の全部行使により調達した資金(579,160千円)については①及び②に全額充当済 (①平成29年9月～平成30年2月に307,160千円を新規ソフトウェア開発費用に充当、②平成29年11月に株式会社エアリアとの合弁会社化を合意済みの株式会社A&E Gamesの設立費用に200,000千円、平成30年2月に株式会社ティームエンタテインメントの取得費用に72,000千円をそれぞれ充当)

12. 発行要項

<第 12 回新株予約権の発行要項>

1. 新株予約権の名称 株式会社エディア第 12 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,960,000 円
3. 申込期日 平成 30 年 5 月 1 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 5 月 1 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 800,000 株(本新株予約権 1 個あたり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 800,000 個
8. 本新株予約権の払込金額 金 2,960,000 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,148 円とする。
10. 行使価額の修正
(1) 行使価額は、平成 30 年 5 月 7 日に初回の修正がされ、以後 5 價格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかつた日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 價格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
(2) 「下限行使価額」は、当初 624 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \frac{\text{既発行}}{\text{普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{行使価額} &= \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} \end{aligned}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があつた日までに本新株予約権を使用した新株予約権者に対しては、次の算式に従つて当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成30年5月2日(当日を含む。)から平成30年9月11日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第22項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の

当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払取扱い場所

株式会社三井住友銀行 神田支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 3.70 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

市場混乱事由とは、以下の事由をいう。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかつた場合(取引所において取引約定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。)

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。